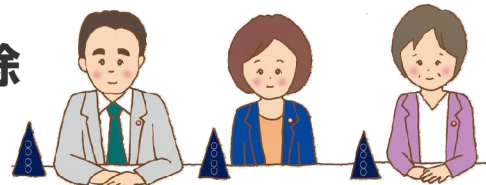


和地ひとみレポート No.468

令和5年第1回市議会定例会

様々な委員会や審議会などの「議員枠」を削除



■議決案件は31件。うち新設条例は2件

…2月22日から令和5年第1回東大和市議会定例会が始まりました。私は、議員を辞職しているため、議会に出席することはできませんが、市のホームページに掲載されている議案と、議会の映像配信を確認することで、その内容は把握できますので、議案審議などについてお伝えします。

…今定例会に上程された議決案件31件のうち来年度予算関係が11件。予算関係でない条例関係の議案は20件（制定2件、条例の一部改正15件、廃止3件）です。

…報告案件は2件で、そのうち1件は「横断歩道上の穴による人身事故」について、治療費の半額146,535円の損害賠償を市長が専決処分したという案件でした。

…また、同意案件は1件で、「東大和市教育委員会教育長の任命」について。真如昌美教育長から、令和5年1月20日に辞職願が出され、市長と教育委員会の同意を得て、令和5年3月末日をもって辞職することに。そのため、新教育長を任命することについて、市議会の同意を求めるもの。後任については、以前、東大和市の教育委員会で指導主事に就かれていた岡田博史氏を任命することとなり、前回一致で同意となりました。

■2件の新設条例は

…東大和市議会では、新設条例の議案については、本会議での審査の前に、所管する常任委員会により丁寧な審議を行うこととなっています。今回上程された2件の新設条例に関する議案は、全て、総務委員会に付託されました。委員会での審査内容と結果を、最終日の本会議で委員長が報告。その後、採決が行われることとなります。新設条例2件については、可決となった場合、いずれも施行日は令和5年4月1日となります。

◆新設条例の議案 2件

① 東大和市デジタル技術を活用した行政の推進等の推進に関する条例

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の規定により、市の行政手続のうち、法令に基づく手続については、既にオンライン化等することが可能となっている。

一方、市の条例に基づく手続については、個々の条例において必要な規定を整備するか、もしくは、通則的な条例を制定することが必要な状況にある。

よって、東大和市では、行政手続のオンライン化等を推進するため、オンライン化等を可能とする通則的な条例を制定する。

(主な改正内容)

- 電子情報処理組織による申請等(市民がオンライン申請等をする際の規定)
- 電子情報処理組織による処分通知等(市がオンラインで通知等をする際の規定)
- 適用除外(オンラインではなく、対面により確認する必要がある場合等、適用除外する際の規定)
- 住民票など、行政側が確認できる内容の添付書類等について省略することの規定

② 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(この条例についての詳細は1月22日付のこのレポートNo.462を参照ください)

地方自治法の改正により、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにあたり、善意で、かつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれを超える額を免責する旨を条例で定めることが可能となった。東大和市については、東京都の条例を参考に、条例を制定。

(主な改正内容)

- 損害賠償責任に基づく額から、基準給与年額に市長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除した額を免責する。

■まちづくり関連の条例改正と廃止

…前述のとおり、条例の一部改正の議案は15件。そのうち6件は、大きな意味でまちづくりに関するもの。市では、公共施設の老朽化対策、ならびに、今後の人口減少を鑑み、公共施設の再編を計画。その中でも、学校施設については、統廃合、建て替え、改築など、各小・中学校について計画しています。今定例会に上程された条例改正の議案2件は、この学校再編計画をより良く進めるための組織体制とするためのもの。また3件は、平成7年12月5日に事業計画決定された『立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業』の清算金の徴収や交付事務が終了し、この事業のすべての業務が完了したことによる条例改正です。そして、残る1件も都営向原団地の創出用地に関する条例改正です。

◆上記の条例改正と条例廃止 5件

① 東大和市組織条例の一部を改正する条例

令和5年4月1日付で組織改正を行うことに伴う条例改正。

(主な改正内容)

- まちづくり部の事務分掌のうち「建設及び営繕に関すること」を総務部に移管。

(裏面に続く)

- 学校施設の更新等を推進する体制の強化
～教育部に新校開設担当課長(事務)と(技術)を新設～
- 建築課を廃止し営繕業務をまちづくり部から総務部に移管
- 企画財政部に公共施設再編担当課長(都市づくり課長兼任)を新設。

④ 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

令和5年4月1日付で組織改正を行うことに伴い、職員定数を改める必要があるための改正。

(主な改正内容)

○上記①の組織改正により、市長部局の職員定数を390人から385人に。教育委員会の事務部門の職員定数を75人から80人に改める。

⑤ 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例

⑥ 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地画整理事業基金条例を廃止する条例

⑦ 東大和市特別会計条例を廃止する条例

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地画整理事業が完了したための条例改正。令和5年4月1日付で組織改正を行うことに伴う条例改正。

⑧ 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

都営向原団地の創出用地において、豊かな教育環境の整備や駅近接の立地を活かした交流の拠点となる街づくりの誘導などを図るため、令和5年1月に向原団地地区計画を変更し告示。それに伴い、建築基準法に基づき、当該地区計画に位置付けた建築物に関する制限を条例に規定するための一部改正。

(主な改正内容)

○「建築物の用途の制限」として、変更前の地区計画においては、南北の創出用地は基本的に住宅以外の建築物は建てられないが、変更後の地区計画においては、この制限を削除する内容に変更。

○北側の創出用地については、新たに学校を建築できる内容に変更。

○南側の創出用地については、「まちづくりの方向性」において、「将来の社会・地域ニーズを踏まえた活用を検討する」としていることから、変更後の地区計画においては、用途制限を定めていない(ベースの第一種中高層住居専用地域の用途が適用される)

○「容積率の最高限度」、「建ぺい率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」および「建築物の高さの最高限度」については、改正前の規定を削除する。「地区」および「壁面の位置の制限」を改め、「垣または柵の構造の制限」は北側創出用地の内容を改める。

■議員枠を削除するための改正

…市の様々な委員会や審議会の委員には『市議会議員〇名』といった議員枠があります。しかし、これについては近年「議決機関である議会と執行機関を分立している」という地方自治法の趣旨と照らし合わせて不適当といわれるようになっており、多くの自治体でこれら議員枠を削除する動きがあります。

…また、中には議員枠以外に市の職員枠がある委員会等もあり、これについても「職員は市長の補助機関であること」という地方自治法の趣旨と照らし合わせて不適当という見解があり、これら議員枠、職員枠を削除する条例改正の議案が3件上程されており、すべて原案可決となりました。

◆上記の条例改正 3件

① 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例
(市議会議員1名と職員2名を削除し、定員を3名減)

② 東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例
(市議会議員2名以内を削除し定員も2名減)

③ 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
(市議会議員1名と職員3名以内を削除し、関係行政機関の職員4人以内を6人以内に)

■そのほかの条例改正は

…そのほかの条例改正は、以下のとおり国の法改正によるものなどです。

◆そのほかの主な条例改正

① 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市医師会の協議により学校歯科医師の報酬月額を160円減額し45,490円に。狭山保育園嘱託医の報酬月額を940円減額し、17,930円に。

② 東大和市消費者生活センター条例の一部を改正する条例

消費者相談員として市長が任用する要件に「消費生活相談員資格試験に合格したものと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者」を加える。

③ 東大和市立あけぼの学園条例の一部を改正する条例
こども家庭庁設置法の施行に伴い「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるなどの改正。

④ 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

⑤ 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

⑥ 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

④⑤は、親権者はその子を懲戒できる旨を定めた民法の規定を削除する法改正に関連するもの。⑤⑥は自動車乗降時における点呼での園児の所在確認や見落とし防止装置の設置を義務付けたり、感染症や食中毒の予防まん延防止に必要な訓練や研修を規定するなどの改正。

…上記以外は、法改正により文言整理を行う「東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例」がある他、「東大和市民健康保険条例の一部を改正する条例」が2件。1件は国が定めた出産育児一時金の支給額を8万円引き上げ50万円にするもので可決となりましたが、もう1件の国保税の値上げ改正を含んだ条例は厚生文教委員会に付託し、審議されます。国保会計への法定外赤字繰入れを解消するための6年の計画の最後の改正。市は最大限努力しているため、国保問題は国で真剣に制度の見直しを行うべきです。



市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前で配布するレポートは毎回、最新号です。
私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。

もと東大和市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102